

介護保険事業者 各位

西予市長寿介護課長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 30 年 7 月豪雨の被災者に係る介護サービス利用料の 過誤再請求について (依頼)

日頃から本市介護保険事業についてご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 7 月豪雨の被災者に係る介護サービスの利用料 (7 月利用分から 10 月利用分まで) については、厚生労働省事務連絡 (別添) で示されておりますとおり、利用者からの申し立てにより国保連へ 10 割を請求できるとされているところです。

しかし、住家の全半壊等により、利用料の猶予・免除の要件に該当する方がすでに介護サービス事業所に利用料を支払ってしまったケースも今後想定されます。

つきましては、このようなケースについて、本市における取扱いを、下記のとおりとしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

### 記

○利用料の猶予・免除の要件に該当する者がすでに介護サービス事業所に利用料を支払ってしまった場合の取り扱い

#### ・原則、過誤再請求で対応

※猶予・免除の要件に該当している者が利用料の支払いを行った場合、被保険者が市町村に還付申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができる旨国から示されていますが、還付申請書を提出する際には、り災証明書等の諸証明や介護サービス事業所等が発行した領収証等を併せて提出する必要があることから、被災された皆様方のご負担に配慮し、過誤再請求での対応とさせていただきます。

事業者の皆様には、ご負担をお掛けすることになりますが、趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1  
長寿介護課 介護保険係  
TEL 0894-62-6406 FAX 0894-62-6543

事務連絡  
平成30年8月1日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の  
介護サービス事業所等における取扱いについて（その8）

平成30年7月豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（平成30年7月26日付け事務連絡から、別紙を更新）

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

## 1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、別紙に掲げる市町村の介護保険法（平成 9 年第 123 号）第 9 条の被保険者であること。

(2) 平成 30 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成 30 年 10 月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。  
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。  
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

実施市町村

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岐阜県	高山市
2		関市
3		中津川市
4		恵那市
5		美濃加茂市
6		可児市
7		山県市
8		飛騨市
9		本巣市
10		郡上市
11		下呂市
12		加茂郡坂祝町
13		加茂郡七宗町
14		加茂郡八百津町
15		加茂郡白川町
16		加茂郡東白川村
17		大野郡白川村
18		岐阜市
19		美濃市
20		加茂郡富加町
21		加茂郡川辺町
22	京都府	福知山市
23		舞鶴市
24		綾部市
25		宮津市
26		京丹後市

27		南丹市
28		船井郡京丹波町
29		与謝郡伊根町
30		与謝郡与謝野町
31	兵庫県	豊岡市
32		篠山市
33		朝来市
34		宍粟市
35		赤穂郡上郡町
36		美方郡香美町
37		姫路市
38		西脇市
39		丹波市
40		多可郡多可町
41		佐用郡佐用町
42		養父市
43		たつの市
44		神崎郡市川町
45		神崎郡神河町
46		鳥取県
47	八頭郡若桜町	
48	八頭郡智頭町	
49	八頭郡八頭町	
50	東伯郡三朝町	
51	西伯郡南部町	
52	西伯郡伯耆町	
53	日野郡日南町	
54	日野郡日野町	
55	日野郡江府町	
56	島根県	江津市
57		邑智郡川本町
58	岡山県	岡山市

59		倉敷市
60		玉野市
61		笠岡市
62		井原市
63		総社市
64		高梁市
65		新見市
66		瀬戸内市
67		赤磐市
68		真庭市
69		浅口市
70		都窪郡早島町
71		浅口郡里庄町
72		苫田郡鏡野町
73		英田郡西粟倉村
74		加賀郡吉備中央町
75		小田郡矢掛町
76	広島県	広島市
77		呉市
78		竹原市
79		三原市
80		尾道市
81		福山市
82		府中市
83		東広島市
84		江田島市
85		安芸郡府中町
86		安芸郡海田町
87		安芸郡熊野町
88		安芸郡坂町
89		三次市
90		庄原市

91	山口県	岩国市
92	愛媛県	今治市
93		宇和島市
94		大洲市
95		西予市
96		北宇和郡松野町
97		北宇和郡鬼北町
98		八幡浜市
99		高知県
100	香南市	
101	長岡郡本山町	
102	宿毛市	
103	土佐清水市	
104	幡多郡三原村	
105	幡多郡大月町	
106	福岡県	飯塚市

事務連絡  
平成30年7月30日

高知県地域福祉部  
鳥取県福祉保健部  
広島県保健福祉部  
岡山県保健福祉部  
京都府健康福祉部  
兵庫県健康福祉部  
愛媛県保健福祉部  
岐阜県健康福祉部  
島根県保健福祉部  
福岡県保健医療介護部  
山口県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成30年7月豪雨の被災者に係る介護サービスの  
利用料の還付等に関するQ&A

平成30年7月豪雨の被災者に係る介護サービスの利用料の還付等について、別添のとおり「平成30年7月豪雨の被災者に係る介護サービスの利用料の還付等に関するQ&A」を作成しましたので、貴管内保険者への周知等よろしくお願ひします。

(別紙)

## 平成 30 年 7 月豪雨の被災者に係る介護サービスの 利用料の還付等に関する Q & A

平成 30 年 7 月 30 日  
厚生労働省老健局  
介護保険計画課

### 【利用料の還付について】

問 1 住家の全半壊等により、利用料の免除に該当する被災者が、介護サービス事業所において利用料免除の申立てをせず利用料を支払った場合、利用料は返還されるのか。

(答)

猶予・免除の要件に該当している者が利用料の支払いを行った場合、被保険者が市町村に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができる。

問 2 利用料の還付手続きにはどのような書類が必要になるか

(答)

利用料の免除の要件に該当する者がすでに介護サービス事業所に支払ってしまった利用料の還付手続きに当たっては、被保険者がお住まいの市町村に還付申請書（様式 1 を参考）を提出する必要がある。還付申請書を提出する際には、以下の書類を併せて提出する必要がある。

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合  
罹災証明書（長期避難世帯については必要としない）
- ・主たる生計維持者が死亡した場合  
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合  
医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合  
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合  
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合  
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

具体的な運用の詳細については、各保険者において適宜判断していただくこととなる。

※ 上記取扱いについては、利用料免除証明書の交付が完了していない期間（利用料免除証明書の発行の受付を開始していない期間を含む。）における取扱いとする。免除証明書の交付が行われた場合には、上記の書類に代えて、

① 利用料免除証明書（市町村からの免除証明書の交付を申請していないときには、免

除申請書とその添付書類)

- ② 介護サービス事業所等が発行した領収証等、支払った利用料の額が確認できる書類の両方を提出する必要がある。

問3 還付額は、領収証に記載されている金額を還付するのか、それともレセプト情報から自己負担分を計算するのか。

(答)

領収証により利用料の金額を確認して還付していただくことになる。

問4 領収証の紛失、または介護サービス事業所が被災した場合等により、対象の被保険者が負担した利用料の金額の確認が取れない場合はどうなるのか。

(答)

領収証を紛失した場合であっても、可能な限り、領収証の再発行等により支払った利用料の金額が確認できる書類を求める必要があるが、介護サービス事業所が廃業している等の理由により、支払った利用料の金額の確認が困難である場合は、レセプト情報や介護サービス事業所等に電話すること等により利用料の金額を確認して還付していただくことになる。

問5 免除の対象となる利用料はいつ時点からか。

(答)

平成30年7月豪雨による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された日以降の利用料が対象となる。

また、特別調整交付金の財政支援についても、災害救助法の適用された以降の利用料について実施することとしている。

問6 7月分のレセプトにおける介護報酬の記載はどのようになるのか。

(答)

ひと月分のレセプトには、1つの給付率しか記載できないため、7月サービス分全体の給付率が100%と記載されて事業者から国保連へ請求される。

この点、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された日以後かそれ以前かでレセプトを分ける必要はない。

問7 高額介護サービス費の自己負担限度額以上の負担をした者から還付申請が行われた場合、高額介護サービス費に該当する部分は高額介護サービス費として支出すべきか。また、審査支払機関から請求され既に高額介護サービス費として支出している場合は振替が必要なのか。

(答)

利用料の免除が優先されるため、高額介護サービス費を支給することはない。ただし、既に高額介護サービス費が支給されている場合は、利用料の免除として振り替えれば、財政支援の対象とする。

#### 【利用料免除に係る免除基準について】

問 8 住家の全半壊のみならず、一部損壊の場合でも猶予・免除してよいか。

(答)

「平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（平成 30 年 7 月 12 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）等において、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の被保険者であって住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨の申し立てをした者については、免除・猶予の対象とすることとしており、「これに準ずる場合」については、対象となる住家の被災状況に鑑み、市町村において、個別に判断いただくことになる。

このため、一部損壊等の場合を、広く免除の対象とするというものではなく、あくまでも、「全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災」と認められるかという点を個別に判断いただくことになる。

問 9 長期避難世帯は利用料免除の対象となるのか

(答)

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された場合、免除要件である「住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方」の「これに準ずる被災をされた方」に該当するため、利用料免除の対象として差し支えない。

また、長期避難世帯と認定されていない場合においても、長期にわたり自らの住居に居住できない事実その他の事情を勘案したうえで、保険者において免除が必要と判断する場合は、利用料免除の対象として差し支えない。

問 10 要件の①で、「住家」となっているが、特養の施設入所者の住家は対象になるか。

(答)

免除の対象とするか否かは、生活の本拠としていた住宅について、全半壊やそれに準ずる被害を受けた場合と同程度の被災状況であるかについて、被保険者の経済的損失と生活環境の劇的な変化の観点から、各市町村において判断されたい。

問 11 事務連絡において「主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨」の申し立てをした者については、猶予・免除の対象とすることとしているが、「収入」には何が含まれるのか。失業給付は含まれるのか。

(答)

「現在収入がないもの」とは、失職前の給与収入が失われ、従前所得を保障するための失業給付や傷病手当金等も受給していないことを意味する。したがって、義援金や、子ども手当、児童扶養手当、家賃収入、年金収入等は「収入」には当たらない。

なお、収入金額や扶養家族の人数等を勘案し、十分な収入がないと保険者が判断する場合は、当該基準に準ずるものとして柔軟に対応しても差し支えない。

また、失業給付の受給期間が終了した場合は、収入がなくなると認められるので、免除の対象となる。

問 12 被災による直接の被害はないが、被災した取引先が倒産したことにより、結果的に業務を廃止せざるを得なくなった被保険者は、免除の対象となるか。

(答)

今回の被災と廃業等との間に個別具体的な因果関係があると判断できる場合は、免除として差し支えない。

問 13 主たる生計維持者が兼業農家であり、被災によって農業収入は無くなったが、雇用は継続しているため給与収入がある場合は免除の対象となるのか。また、失職して無収入となったが、事業は継続しており収入がある場合も同様か。

(答)

いずれの場合も免除の対象となる。

介護保険利用料還付申請書

被保険者番号		保険者番号	
介護サービスを利用した被保険者	フリガナ 氏名		生年月日 昭・平 . .
	性別	男・女	電話番号
	住所	〒	
利用した介護サービス事業所の名称・所在地	名称		
	所在地	〒	
介護サービスを利用した期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
介護サービス事業所に対し支払った利用料の額	円		
(還付を申請する理由) 平成 30 年 7 月豪雨により、介護保険の被保険者が以下の事由のいずれかに該当したため。(申請者において該当する番号を○で囲んで下さい。) 1 利用料の免除が受けられることを知らず、利用料を既に支払ったため 2 免除証明書の交付を受けることが遅れたため 3 その他やむを得ない理由により、介護サービス事業所の窓口免除証明書の提出ができなかったため ( )			

市町村長殿

上記のとおり関係書類を添えて介護サービスの利用料の還付を申請します。

平成 年 月 日

申請者

住所

電話番号

氏名

印

還付される利用料の振込先口座の情報をご記入ください。

還付先金融機関	支店名	預金種類	口座番号
銀行・信金 農協・信組	支店 本店	普通・当座	
銀行コード	支店コード		
口座名義人	フリガナ 氏名		

(注意) 介護サービス事業所で支払った額のうち、還付の対象となるのはサービス利用料のみです。支払った利用料の額などが確認できる領収書等確認書類の添付が必要です。